

高 岡 市  
洪水対応マニュアル  
【改定版】

令和7年1月改定  
(平成22年8月作成)

高 岡 市

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、数多くの教訓が浮き彫りとなり、高岡市においても平成 24 年 7 月の集中豪雨で多くの家屋が被害を受けるなど、災害への迅速かつ的確な対応が強く求められている。

避難情報に関しては、内閣府は平成 17 年に策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」について、過去の災害の教訓や被災等を踏まえ見直しを行っており、平成 29 年には、名称を「避難勧告等に関するガイドライン（以下、ガイドラインという。）」に変更されている。

平成 31 年 3 月には、平成 30 年 7 月豪雨による甚大な被害に加え、水防法や土砂災害防止法の改正を踏まえ、避難情報を 5 段階の警戒レベルに整理し、居住者等が的確な避難行動をとれるよう、ガイドラインを改定している。

警戒レベルの運用により、避難の段階が分かりやすくなった一方で、避難勧告と避難指示（緊急）は同じ警戒レベルとなっており、どちらで避難すればよいか分かりにくいとの課題も生じた。

このため、令和 3 年 4 月末に災対法が改正され、警戒レベル 4 の避難勧告と避難指示を「避難指示」に一本化するほか、警戒レベル 5 を「緊急安全確保」とし、指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険な場合には直ちに安全確保を促すことができることとするなど、避難情報が改善されている。なお、避難勧告の廃止により、ガイドラインの名称は「避難情報に関するガイドライン」に変更されている。

本マニュアルは、平成 24 年 7 月豪雨の豪雨検証会議での検討結果や令和 5 年 7 月豪雨（県内で初めて「顕著な大雨に関する情報」が発表）の経験、そして内閣府のガイドラインの見直し、危険水位及びはん濫危険水位の設定要領の改定を受け、高岡市による避難情報の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状態において、どのような対象区域の住民に対して避難情報を発令すべきか等を取りまとめたものである。

本マニュアルの運用にあたっては、内閣府のマニュアルの考え方に従い、避難情報は空振りを恐れず、早めに出すことを基本とし、市民の生命の保全に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成にあたっては、以下の文献等を参考としているが、今後、運用と検証を重ね、より精度を高めていくと共に、災害データの蓄積により具体的な判断基準を複数化し、または築堤工事や河川に関する情報体制の整備の進捗に併せて随時改定していくものとする。

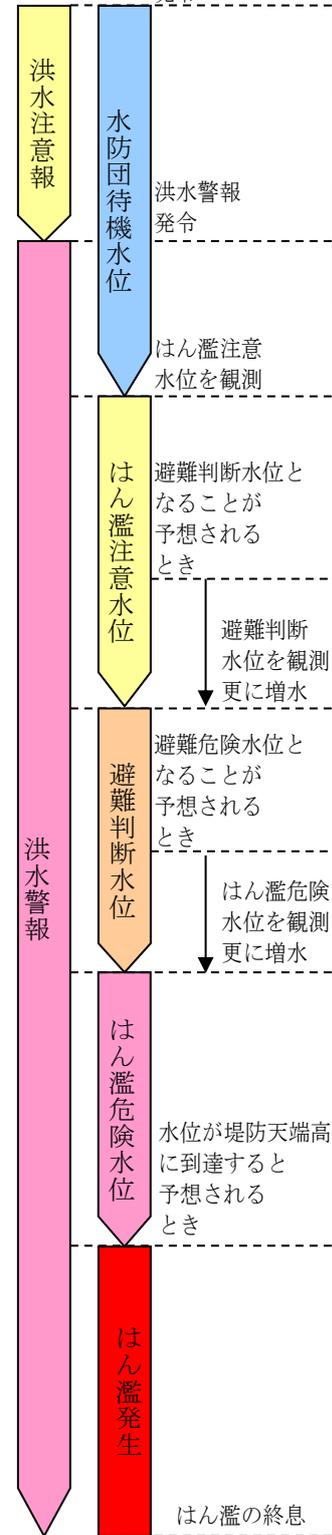
## [参考文献等]

- ・ 避難情報に関するガイドライン（R3.5 改定、R4.9 更新 内閣府）
- ・ 避難情報に関するガイドライン（別冊）（R3.5 改定、R4.9 更新 内閣府）
- ・ 高岡市地域防災計画（H19.8[R5.9 改定]高岡市防災会議）

# 【洪水対応フロー】

## 【気象情報等】

気象庁 河川  
発表 水位



洪水注意報  
発令

洪水警報  
発令

はん濫注意  
水位を観測

避難判断水位と  
なることが  
予想される  
とき

避難判断  
水位を観測  
更に増水

避難危険水位と  
なることが  
予想される  
とき

はん濫危険  
水位を観測  
更に増水

水位が堤防天端高  
に到達すると  
予想される  
とき

はん濫の終息

## 【警戒体制】

### 警戒体制基準

**初動体制（非常第一配備）**  
危機管理課・土木維持課・消防  
本部・下水道工務課にて対応

**初動体制（非常第二配備）**  
危機管理課・土木維持課・消防  
本部・下水道工務課にて対応

**災害警戒本部第一体制**  
車庫棟 2階会議室

**災害警戒本部第二体制**  
車庫棟 2階会議室

**災害対策本部**  
車庫棟 2階会議室

## 【避難情報の発令基準】

### 避難情報基準

#### 洪水予報指定河川

- ・庄川
- ・小矢部川

#### 水位周知河川

- ・千保川
- ・祖父川
- ・岸渡川
- ・和田川
- ・横江宮川
- ・子撫川

高齢者等避難

避難指示

緊急安全確保

**避難情報の伝達方法**  
伝達内容  
伝達先・伝達手段  
避難行動要支援者対策

避難情報の解除

・避難情報を  
伝達する場合

# 1 避難情報が発表された時は、迷わず避難しましょう！

(1) 避難情報の発令の状況と住民に求める行動は下記のとおりです。

【警戒レベル】 避難情報	発令時の状況	住民がとるべき行動
【レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	・大雨に関し、翌日までの期間に警報級の可能性が「高」又は「中」が予想されている状況	・防災気象情報の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
【レベル2】 洪水注意報 (気象庁が発表)	・流域雨量指数が基準値以上 ・複合基準が基準値以上 ・指定河川洪水予報が庄川(大門)又は小矢部川(長江)の基準観測点において発令基準に到達	・ハザードマップ等により自宅・避難施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認し、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。
【レベル3】 高齢者等避難 (高岡市が発令)	・要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・高齢者等は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。
【レベル4】 避難指示 (高岡市が発令)	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【レベル5】 緊急安全確保 (高岡市が発令) ※必ず発令される情報ではない	・災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。

(2) 避難情報の発令・解除は、以下の判断材料を基に総合的な判断により行います。

- ・ 気象庁による洪水注意・警報、川の水位や雨量情報
- ・ 河川管理者と気象庁による洪水予報  
(はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報)
- ・ 過去の出水状況
- ・ パトロール等で確認する危険箇所の状況など
- ・ 地元住民からの情報

パトロールに際しては、写真や映像を活用した調査を行い、特に現場で危険と感じられる場合は、本部へ災害情報システムで報告するとともに、重要な情報については、防災関係機関との間で相互に情報交換する。

① 洪水予報指定河川（庄川、小矢部）

【警戒レベル】 避難情報	庄川	小矢部川
【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄川はん濫警戒情報が発表された時 （大門水位観測所の水位が7.40m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき）</li> <li>・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>・夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小矢部川はん濫警戒情報が発表された時 （長江水位観測所の水位が6.90m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき）。</li> <li>・軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>・夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>
【レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庄川はん濫危険情報が発表された時 （大門水位観測所の水位が7.70m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき）</li> <li>・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>・夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小矢部川はん濫危険情報が発表された時 （長江水位観測所の水位が7.30m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき）</li> <li>・異常な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>・夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>
【レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位予測により、水位が堤防天端を超えると予想されるとき。</li> <li>・庄川又は小矢部川はん濫発生情報が発表されたとき。</li> <li>・破堤・越水を確認したとき。</li> <li>・大雨特別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。</li> </ul>	
解除	<p>下記の判断材料をもとに総合的な判断により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 富山地方気象台が洪水注意報・警報を解除した場合</li> <li>② 河川の水位がはん濫危険水位以下となり、今後上昇するおそれがない場合</li> <li>③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合</li> </ol>	

② 水位周知河川（千保川、祖父川、岸渡川、和田川、横江宮川、子撫川）

【警戒レベル】 避難情報	千保川	祖父川	岸渡川
【レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>千保川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が2.90（4.90）m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>祖父川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 樋詰橋水位観測所の水位が2.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸渡川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.00m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき
	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>		
【レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>千保川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 市場橋（又は志貴野橋）水位観測所の水位が3.50（5.80）m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>祖父川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 樋詰橋水位観測所の水位が3.00m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>岸渡川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 岸渡川鉄道橋水位観測所の水位が2.60 m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>		
【レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想されるとき。</li> <li>破堤・越水を確認したとき。</li> <li>大雨特別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。</li> </ul>		
解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意報・警報を解除した場合 ② 河川の水位がはん濫危険水位以下となり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合		

【警戒レベル】 避難情報	和田川	横江宮川	子撫川
<b>【レベル3】</b> 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>和田川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 本江水位観測所の水位が3.70m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>横江宮川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 宮川橋水位観測所の水位が2.60m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>子撫川避難判断水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 宮島橋水位観測所の水位が4.30m（避難判断水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき
<ul style="list-style-type: none"> <li>軽微な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>			
<b>【レベル4】</b> 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>和田川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 本江水位観測所の水位が4.30m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>横江宮川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 宮川橋水位観測所の水位が3.00m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>子撫川はん濫危険水位到達情報が発表されたとき</li> </ul> 宮島橋水位観測所の水位が4.70m（はん濫危険水位）を観測し、なお水位が上昇しているとき。
<ul style="list-style-type: none"> <li>異常な漏水、侵食等が発見されたとき。</li> <li>夜間、明け方に台風等が通過するとき。</li> </ul>			
<b>【レベル5】</b> 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>水位が氾濫危険水位を超え、堤防天端高に到達すると予想されるとき。</li> <li>破堤・越水を確認したとき。</li> <li>大雨特別情報が発表され、人命に危害が及ぶ災害が予想されるとき。</li> </ul>		
解除	下記の判断材料を基に総合的な判断により行う。 ① 富山地方気象台が洪水注意報・警報を解除した場合 ② 河川の水位がはん濫危険水位以下となり、今後上昇するおそれがない場合 ③ 浸水が発生している場合は、水が引くとともに、住民の立ち入りに危険性が無いと判断される場合		

---

## 2 避難情報の伝達、収集方法

(1) 避難情報などは、様々な方法でお伝えします。

- ・ Lアラート、緊急速報メール、防災情報メール、SNS (LINE、X、Facebook)、Yahoo! 防災速報アプリ、HP、防災行政無線、固定電話・FAX、マゴコロボタン等の利用
- ・ 消防車・広報車の利用（拡声器や口頭での伝達）
- ・ 自治会・自主防災会への連絡（電話、結ネットなど）
- ・ 放送局への広報要請など（CATV、マスコミなど）

※各伝達方法については、市担当部署の作成マニュアルによるものとする。

(2) 避難行動要支援者への伝達方法

市から要支援者への直接的な伝達のほかに、避難行動要支援者申出カード（個別避難計画）で定めた支援者と連携し、伝達することが重要となるため、避難行動要支援者申出カードの特記事項に緊急時の通信手段などを記載しましょう。

### 3 広報文例

- ① 緊急速報メール、防災情報メール、SNS(LINE、X、Facebook)、Yahoo!防災速報アプリ、HP

件名	内容
警戒レベル3 高齢者等避難を 発令	危険な場所から高齢者等は避難 [[洪水高齢者等避難対象地区]]の各地区に高齢者等避難を発令  高岡市から発令時刻：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  理由：〇〇川はん濫発生危険性が高い 行動：高齢者など避難に時間がかかる方は、避難場所又は安全な場所へ避難  開設避難場所：<開設中の避難所を入力する>
警戒レベル4 避難指示を発令	危険な場所から全員避難 [[洪水避難指示対象地区]]の各地区に避難指示を発令  高岡市から発令時刻：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  理由：〇〇川はん濫発生恐れが高い 行動：速やかに避難場所、または安全な場所へ全員避難  開設避難場所：<開設中の避難所を入力する>
警戒レベル5 緊急安全確保を 発令	命の危険、ただちに安全確保！ [[洪水緊急安全確保対象地区]]に緊急安全確保を発令  高岡市から発令時刻：〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分  理由：すでに〇〇川はん濫発生、または切迫した状況 行動：ただちに身の安全を確保

② 防災行政無線・固定電話・FAX・マゴコロボタン・消防車・広報車

名称	内容
<p>警戒レベル3 高齢者等避難を 発令</p>	<p>こちらは高岡市です。</p> <p>〇〇川はん濫発生の危険性が高まっているため、〇〇地区に高齢者等避難を発令しました。</p> <p>高齢者など避難に時間がかかる方は、危険な場所から避難場所又は安全な場所へ避難してください。</p> <p>開設している避難場所は&lt;開設中の避難所&gt;です。</p>
<p>警戒レベル4 避難指示を発令</p>	<p>こちらは高岡市です。</p> <p>〇〇川はん濫発生の恐れが高いため、〇〇地区に避難指示を発令しました。</p> <p>危険な場所から速やかに避難場所、または安全な場所へ全員避難して下さい。</p> <p>開設している避難場所は&lt;開設中の避難所&gt;です。</p>
<p>警戒レベル5 緊急安全確保を 発令</p>	<p>こちらは高岡市です。</p> <p>すでに〇〇川はん濫発生、または切迫した状況のため、〇〇地区に緊急安全確保（土砂災害）を発令しました。</p> <p>命の危険があるため、ただちに身の安全を確保して下さい。</p>

## 4 河川の特性

### (1) 対象とする河川

市内を流れる全ての河川を対象としますが、洪水予報指定河川と水位周知河川以外の河川については、水位周知河川の基準等を準用します。

水系名	河川名	管理者	備考
庄川	庄川	国土交通省	洪水予報指定河川
小矢部川	小矢部川	〃	〃
〃	千保川	富山県	水位周知河川
〃	祖父川	〃	〃
〃	岸渡川	〃	〃

### (2) 洪水の種類

#### ① 洪水の種類

外水はん濫	川の水（外水）が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水をいう。
内水はん濫	市街地に降った雨（内水）が雨水処理能力を超え、スムーズに河川に放出できないことで起こる洪水をいう。

※堤防の居住地側を内、河川側を外として内外を決定している。

#### ② 外水はん濫の留意すべき事項

堤防を有さない河川が氾濫する場合	水位上昇に伴い河川の水が溢れ、徐々に浸水域、浸水深が増加する。
堤防を有する河川が破堤した場合	氾濫水は家屋でさえ破壊するほどのエネルギーで一気に押し寄せるため、堤防の近くの住民は破堤前の避難が必要となる。また、相当量の氾濫水が流れ出し、浸水深や浸水域も一気に増加するため、低地で氾濫水が集まる地域では、速やかな避難行動が必要となる。
大河川に中小河川が合流する場合	大河川の水位上昇により中小河川の水が流下出来なくなり、溢れる場合がある。
内水氾濫が先行して発生する場合	内水による浸水の進行により、外水氾濫の危険性が高まった段階では避難が困難となるおそれがある。また、急流河川が破堤すると、浸水深は浅くても、はん濫水の流速が早いいため、避難行動に危険が生ずる場合がある。

#### ③ 浸水が既に始まっている場合において、留意すべき事項

- ・浸水深が 50cm を上回る（大人の膝上まで浸水）場所での避難行動は危険であること。流速が早い場合は、20cm 程度でも歩行不可能であること。

- 
- ・用水路等への転落のおそれのある場所では、道路上 10cm 程度でも危険であること。
  - ・浸水により指定緊急避難場所までの歩行等が危険な状態になった場合には、生命を守る最低限の行動として、自宅や隣接建物等の上層階へ緊急的に避難するなどの行動をとること。

## 5 警戒すべき区域

警戒すべき区域としては、浸水想定区域図がある。（川の水(外水)が堤防から溢れる、あるいはそれによって川の堤防が破堤した場合等に起こる洪水について、浸水深や各地区の避難場所等を示したもの。）庄川、小矢部川、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、和田川、谷内川、黒石川、地久子川について作成している。

国土交通省富山河川国道事務所HP（庄川、小矢部川浸水想定区域図）

[https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics\\_detail\\_41\\_410\\_8f55db5b7ac1266bd84353c84678bebb.html](https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/topics_detail_41_410_8f55db5b7ac1266bd84353c84678bebb.html)

県河川課HP（千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、和田川、谷内川、黒石川、地久子川浸水想定区域図）

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1503/kj00009527.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1503/kj00009527.html)

## 6 避難すべき区域

### (1) 避難すべき区域

洪水の発生の恐れのある区域は、河川毎の浸水想定区域とするが、現地状況や時間的経過に応じて避難情報の別を判断し、避難すべき区域を設定するものとします。

### (2) 避難単位の考え方

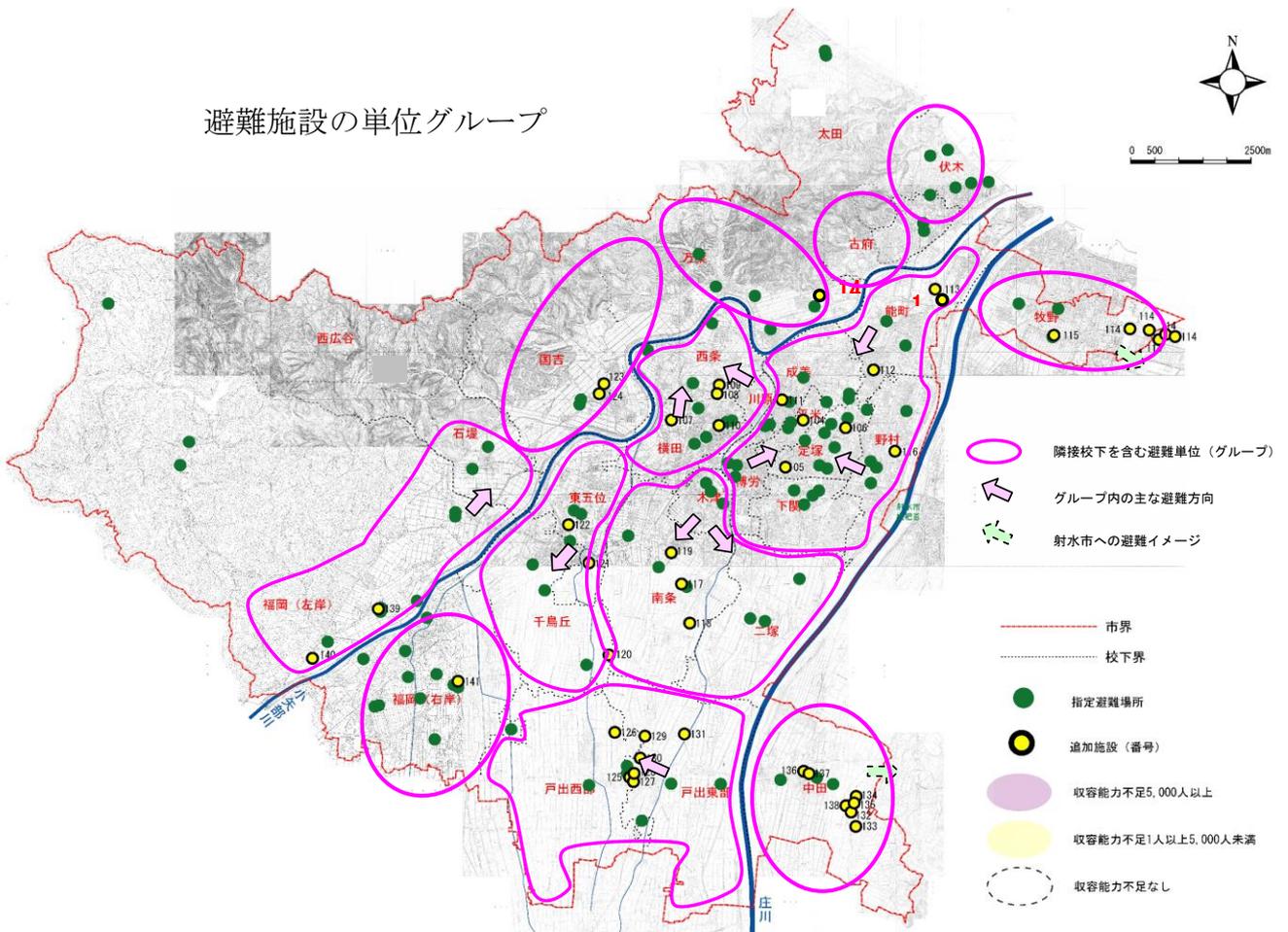
避難情報の対象となる「避難すべき区域」は、自治会及び自主防災組織を避難単位とします。ただし、具体的な避難区域については、防災気象情報やパトロール等からの報告を含め総合的に判断することとします。

### (3) 避難施設の選定

避難施設の選定に当たっては、指定緊急避難場所の内、洪水時に使用可能な施設の中から選定します。なお、避難施設の開設は校下（連合自治会）単位を基本とします。校下全体で収容能力が不足している場合は、隣接校下への避難も考慮し、下記図表のとおり 13 グループに分類しています。

グループ1	伏木
グループ2	古府
グループ3	二上、守山
グループ4	国吉
グループ5	石堤、赤丸、西五位
グループ6	能町、成美、平米、野村、定塚、下関、博労
グループ7	西条、横田、川原
グループ8	東五位、立野、小勢
グループ9	木津、佐野、福田、二塚
グループ10	戸出
グループ11	福岡、山王、大滝
グループ12	牧野
グループ13	中田

避難施設の単位グループ



## 7 洪水に関する防災・気象情報

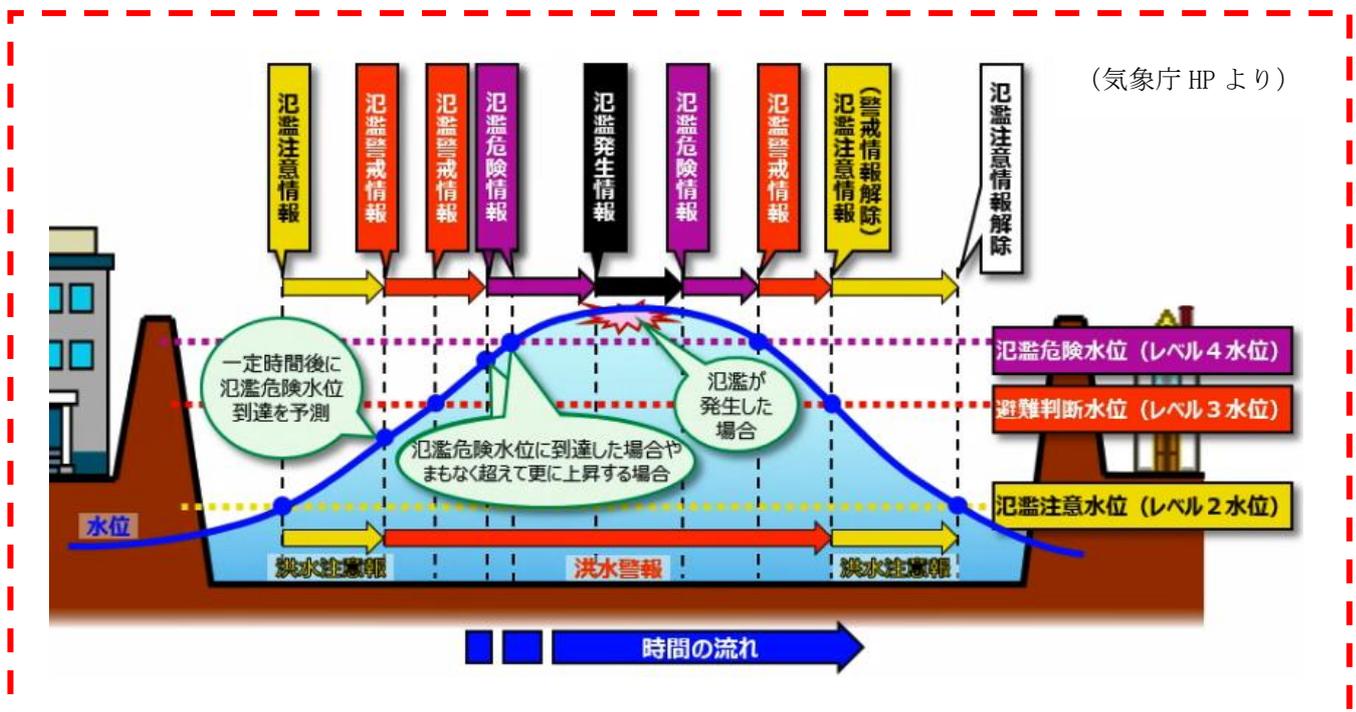
### (1) 洪水に関する防災気象情報

洪水が予想される場合の各種防災気象情報の内容について下記のとおりです。なお、情報の種類については、気象情報（洪水注意報・警報）、水防警報、洪水予報、避難判断水位到達情報があります。

#### 防災気象情報の内容

水位危険度	水位の名称 (水防団の体制)	洪水予報の種類※ 警戒レベル相当情報 [洪水注意・警報]	市町村・住民に求める行動等
レベル5	はん濫発生	はん濫発生情報 警戒レベル5相当 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は緊急安全確保の発令を判断</li> <li>逃げ遅れた住民の救助等</li> <li>新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導</li> <li>生命を守る最善の行動</li> </ul>
レベル4	はん濫危険水位	はん濫危険情報 警戒レベル4相当 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は避難指示の発令を判断</li> <li>住民は避難を判断</li> </ul>
レベル3	避難判断水位	はん濫警戒情報 警戒レベル3相当 [洪水警報]	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村は高齢者等避難の発令を判断</li> <li>要配慮者等は避難を判断</li> </ul>
レベル2	はん濫注意水位 (水防団出動)	はん濫注意情報 警戒レベル2相当 [洪水注意報]	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民ははん濫に関する情報に注意</li> </ul>
レベル1	水防団待機水位 (水防団待機)	(発表なし)	

※ 洪水予報は、洪水予報指定河川に限る。



## (2) 気象情報（洪水注意報・警報）

種類	発表基準
洪水注意報	洪水により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水警報	洪水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。

## (3) 洪水予報

### ① 洪水予報

気象庁は国土交通省と共同して、あらかじめ指定した河川（庄川、小矢部川）について、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行っています。

指定河川洪水予報には下表のとおり4つあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」のように発表します。はん濫注意情報が洪水注意報に相当し、はん濫警戒、はん濫危険、はん濫発生情報が洪水警報に相当します。

洪水予報は、市や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられるほか、気象庁や関係機関のホームページからも閲覧することが可能です。

発表基準は下表、発表様式は、別表1のとおりとなっています。

別表1 洪水予報発表様式

種類	発表基準
はん濫注意情報（洪水注意報）	はん濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報（洪水警報）	避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれた時
はん濫危険情報（洪水警報）	はん濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。
はん濫発生情報（洪水警報）	はん濫が発生した時

## (4) 避難判断水位到達情報

都道府県が管理する中小河川（水位周知河川）において発表され、河川からの氾濫の恐れのある危険水位に近づいた時の、避難等の参考になる水位です。発表基準は下表、発表様式は、別表2のとおりとなっています。

別表2 避難判断水位到達情報発表様式

河川名	水位 (m)
千保川（市場橋、志貴野橋）	3.10、4.40
祖父川（樋詰橋）	2.50
岸渡川（岸渡川鉄道橋）	2.30

(5) 情報の入手方法

① 富山防災 WEB (富山県)

<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

<天気・気象情報>

- ・ 注意報・警報
- ・ 天気予報
- ・ 台風情報
- ・ レーダーアメダス

<土砂災害警戒情報>

- ・ 土砂災害警戒情報

<雨量・水位>

- ・ 県内雨量、水位実況表 など



② 川の防災情報 (国土交通省)

<http://www.river.go.jp/>

- ・ レーダー雨量
- ・ テレメータ  
(雨量・水位・水質・積雪)
- ・ 洪水予報
- ・ 水防警報
- ・ ダム情報 など



④ 気象庁 HP

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

<気象警報・注意報>

- ・ 気象警報・注意報
- ・ 指定河川洪水予報
- ・ 土砂災害警戒情報

<天気予報>

- ・ レーダーアメダス

<気象観測データ>

- ・ 観測データ情報

<地震、津波に関する情報>

- ・ 津波警報・注意報 など

